

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処
会計科長 谷 秀治

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6ME91AN00080		6MFZ1AW8014 0001					
品名 または 件名							
タイヤショベル（1．3 m ³ ）借上げ ほか1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	UN						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
早来燃料支処			管理班（早来）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
補給科（早来） 森下事務官・235			令和8年12月1日（火）～令和9年3月31日（水）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

安平弾薬支処 会計科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年10月27日（火）10時30分 安平弾薬支処 教場

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ 「入札及び契約心得」を厳守している者。
ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
エ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (2) 保証金等に関する事項
ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 入札の無効
ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ 入札に関する条項に違反した入札
ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印が判別し難い入札又は押印省略した場合の責任者等の記載がない入札
エ 入札に遅刻又は途中退席した者の入札
オ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載
- (4) 契約書作成
落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、賃貸借契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排

除に関する特約条項を付する。

(5) 落札決定方式

ア 本要項第7項第1号に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

イ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) その他

ア 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。

カ 郵便による入札を行う場合、安平弾薬支処会計科（担当：中村）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに「入札書」（入札件名を記入）在中」と明記し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第2項（2）同様の資格審査結果通知書（写）を同封し、入札実施の前日までに次項に示す入札に関する事項の担当へ必着させるものとする。この際、入札日前日（休日の場合はその前日）17時までに到着するように配達記録の残る方法で送付すること。（メール便可）

キ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。

ク 入札に関する事項の問合せ先

陸上自衛隊 安平駐屯地 安平弾薬支処会計科 （担当：中村）

TEL 0145-23-2231（内292）

FAX 0145-23-2233

ケ 仕様書に関する事項の問合せ先

陸上自衛隊 早来分屯地 早来燃料支処補給科 （担当：森下）

TEL 0145-22-2505（内235）

(7) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所：安平駐屯地、札幌・千歳・苫小牧・恵庭各商工会議所、安平町商工会

北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

イ 掲示期間：令和8年10月13日～令和8年10月27日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官、陸上幕僚長又は契約担当官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

- (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6ME91AN00080																	
NO	調達要求番号		物品番号		単 位		数 量		単 価	金 額	銘 柄	納 地		指定					
	品 名										使用期限等	引 渡 場 所							
	部品番号 または 規格										仕様書番号	搬 入 場 所		検 査					
	使用器材名						グループ	納 期				包 装							
1	6MFZ1AW8014	0001			UN			1.00					早来燃料支処						
	タイヤショベル（1. 3 m ³ ）借上げ											管理班（早来）							
	仕様書のとおり											補給科（早来） 森下事務官・235							
												令和8年12月1日～令和9年3月31日							
2	6MFZ1AW8015	0001			UN		1.00					早来燃料支処							
	タイヤショベル（0. 5 m ³ ）借上げ											管理班（早来）							
	仕様書のとおり											補給科（早来） 森下事務官・235							
												令和8年12月1日～令和9年3月31日							
					- 以 下 余 白 -														

調達要求書番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	— — —	仕 様 書 番 号	
タイヤショベル（１．３ｍ³）借上げ		NE-Z 100001	
		作 成	令和 6年10月 1日
		変 更	令和 8年 9月17日
		作 部 隊 等 名	北海道補給処早来燃料支処

1 総 則

この仕様書は北海道補給処早来燃料支処において使用するタイヤショベル借上げについて必要な事項を定める。

2 納 地

陸上自衛隊早来燃料支処構内（勇払郡安平町東早来番外地）

3 一般事項

3.1 借上げ期間

令和8年12月1日（火）～令和9年3月31日（水）

3.2 借上げ機材及び台数

タイヤショベル（スパイクタイヤ装着 ※チェーン不用） 1台

3.3 借上げ機材能力

タイヤショベル

バケット容量	1．30m³（除雪用バケット）
機材重量	8t級
定格出力	グロス74．2PS
エンジン形式	ディーゼルエンジン
排気量	3260cc
参考同等機材	コマツ WA100-8

※同等性能以上とする。（AdBlue仕様に限る）

3.4 借上げ機材付属品（機材に付属させるものとする。）

ア キャビン・ヒーター

イ 作業灯 前後4灯

3.5 故障整備

機材の故障整備は、官側の故意または重大な過失によるもの以外は、契約業者が実施するものとする。

3.6 保障

サポート特約（レンタル期間中の車両事故賠償・免責20万以下）等へ加入するものとする。

3.7 機材の運搬及び搬入・搬出

借上げ機材は、借上げ開始日の当日09：00までに契約業者側が早来燃料支処構内へ搬入し、引き渡し時に器材の取扱説明を実施する。

また、借上げ期間終了後は終了日以降速やかに搬出するものとする。その際、燃料については契約業者側が満油にして納入するものとし、返納時には官側において満油にして返納するものとする。

調達要求書番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	— — —	仕 様 書 番 号
タイヤショベル（0.5 m ³ ）借上げ	NE-Z 100002	
	作 成	令和 6 年 10 月 1 日
	変 更	令和 7 年 10 月 16 日
	作 部 隊 等 名	北海道補給処早来燃料支処

1 総 則

この仕様書は北海道補給処早来燃料支処において使用するタイヤショベル借上げについて必要な事項を定める。

2 納 地

陸上自衛隊早来燃料支処構内（勇払郡安平町東早来番外地）

3 一般事項

3.1 借上げ期間

令和8年12月1日（火）～令和9年3月31日（水）

3.2 借上げ機材及び台数

タイヤショベル 1 台

3.3 借上げ機材能力

タイヤショベル

バケット容量	0.50 m ³ （除雪用バケット）
機材重量	3 t 級
定格出力	42 PS
エンジン形式	ディーゼルエンジン
排気量	2400 cc
参考同等機材	キャタピラー三菱 902C2

※同等性能以上とする。（A d B l u e 仕様に限る）

3.4 借上げ機材付属品（機材に付属させるものとする。）

ア タイヤチェーン×4本（装着）

イ キャビン・ヒーター

ウ 作業灯 前後4灯

3.5 故障整備

機材の故障整備は、官側の故意または重大な過失によるもの以外は、契約業者が実施するものとする。

3.6 保障

サポート特約（レンタル期間中の車両事故賠償・免責20万以下）等へ加入するものとする。

3.7 機材の運搬及び搬入・搬出

借上げ機材は、借上げ開始日の当日09：00までに契約業者側が早来燃料支処構内へ搬入し、引き渡し時に器材の取扱説明を実施する。

また、借上げ期間終了後は終了日以降速やかに搬出するものとする。その際、燃料については契約業者側が満油にして納入するものとし、返納時には官側において満油にして返納するものとする。